

裁判長
認印



調 書 (決定)

事 件 の 表 示	平成 2 3 年 (受) 第 1 5 9 2 号
決 定 日	平成 2 3 年 9 月 2 2 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	宮 川 光 治 櫻 井 龍 子 金 築 誠 志 横 田 尤 孝 白 木 勇
当 事 者 等	申 立 人 [REDACTED] 相 手 方 アコム株式会社 同 代 表 者 代 表 取 締 役 木 下 盛 好
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所平成22年(ネ)第7239号(平成23年3月28日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理する。
- 2 申立ての理由中、第6を排除する。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たりますが、申立ての理由中、第6は、重要でない認められる。

平成23年9月22日

最高裁判所第一小法廷

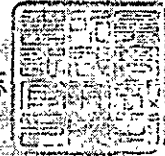
裁判所書記官 大 塚 啓 志 (印)

これは正本である。

平成 23 年 9 月 22 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 大塚 啓 志



〒351-0114

埼玉県和光市本町5-6柳瀬ビル2階司法書士法人萩原事務所 [REDACTED] 送達受取人

萩原博 殿

事件番号 平成23年(受)第1592号

事件番号 平成23年(受)第1592号

上告人 [REDACTED]

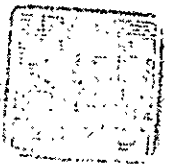
被上告人 アコム株式会社

口頭弁論期日呼出状

平成23年9月22日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 大塚 啓志



頭書の事件について、口頭弁論期日が

平成23年11月24日(木曜日) 午前10時30分

と指定されましたから、同期日に当法廷に出頭してください。

当裁判所の所在地 〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2

交通機関 地下鉄 永田町駅4番出口、半蔵門駅1番出口 下車徒歩5分

電話 03-3264-8111 (内線 2172・2173・2174・2180・2181)